

「ねんきん定期便」をお送りいたします

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてお知らせください。（「もれ」や「誤り」が無い場合には、回答の必要はありません。）

前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には、調査中の年金記録は反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

同封物

○ ねんきん定期便

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です・・・・・・D-1ページ

これまでの『年金加入履歴』です・・・・・・D-3ページ

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です（※）・・・・D-5厚ページ

（※） 厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封されています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です（※）・・・・・・D-5国ページ

（※） 国民年金の加入履歴のある方のみ同封されています。

○ 「ねんきん定期便」パンフレット

○ 年金加入記録回答票、返信用封筒

あなたの照会番号

（※照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。）

◆◆ 「ねんきんネット」であなたの年金額が試算できます！ ◆◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、あなたのすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、本年秋からは、あなたの年金見込額が自由に試算できます。

下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分**で登録が完了します。ぜひご登録ください。

あなたの年金をカンタン確認
ねんきんネット
http://www.nenkin.go.jp/n_net/

あなたのアクセスキー

（有効期限：本状到着後3ヶ月）

「ねんきんネット」の申込み手順は裏面をご覧ください。

※「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報が記載されておりますので、大切に保管してください。

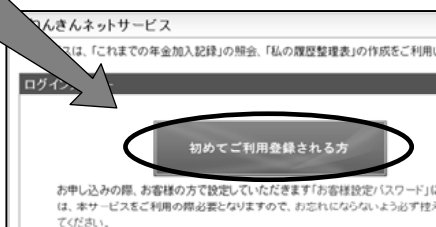
◆◆ ご利用の手続きはとっても簡単！ ◆◆

「ねんきんネット」申込み手順



画面イメージは今後変更される場合があります。

① 日本年金機構 (URL: <http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



② 「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。



③ 左記画面が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックします。

④ 本状の表面に記載されている「アクセスキー(※1)」と、必要な情報(基礎年金番号(※2)、氏名等)を入力します。

※1 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、**3ヶ月**です。お早めに申込みをお願いいたします。
(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度(郵送)かかります。)

※2 今回ご送付している「ねんきん定期便」は、「ねんきんネット」をご利用登録いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載しておりません。

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。

- ① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ ねんきん特別便、④ 平成23年3月以前に送付された「ねんきん定期便」

なお、上記書類により、ご確認できなかった場合は、

- ・ 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
- ・ 個人情報保護の関係上、お電話で基礎年金番号をお答えすることはできませんが、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。

携帯電話からのユーザID発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>

バーコード読取機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用できます。



※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です。
(ただし、年金情報はパソコンからご確認ください。)

「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ ユーザID切り替えのお願い

「ねんきんネット」の「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」のボタンをクリックして、「年金個人情報提供サービス」のユーザIDとお客様設定パスワードでログインしますと、「ねんきんネット」用の新ユーザIDが発行されます。

※ 古いユーザIDは使用できなくなりますので、ご注意ください。

「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)

(受付時間)

月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

ねんきん定期便

50歳以上(58歳)の方用



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額

※厚生年金基金から受給できる部分を除いて計算しています。

※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

年金を受けられる年齢		歳	歳	歳
(1年間の種類と年金額)	基礎年金			老齢基礎年金
				円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
			(定額部分)	(経過的加算部分)
年金額 (1年間の受取見込額)		円	円	円

- 本年秋からは、「ねんきんネット」で、今後、保険料を納付し続けた場合等の年金見込額の試算を自由に行うことができます。ぜひ「ねんきんネット」に利用登録いただき、ご活用ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆◆ 「ねんきんネット」をぜひご利用ください！ ◆◆

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

● いつでも、最新の年金記録が確認できます！

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和53年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成3年度	41歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成4年度	42歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成5年度	43歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成6年度	44歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成7年度	45歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

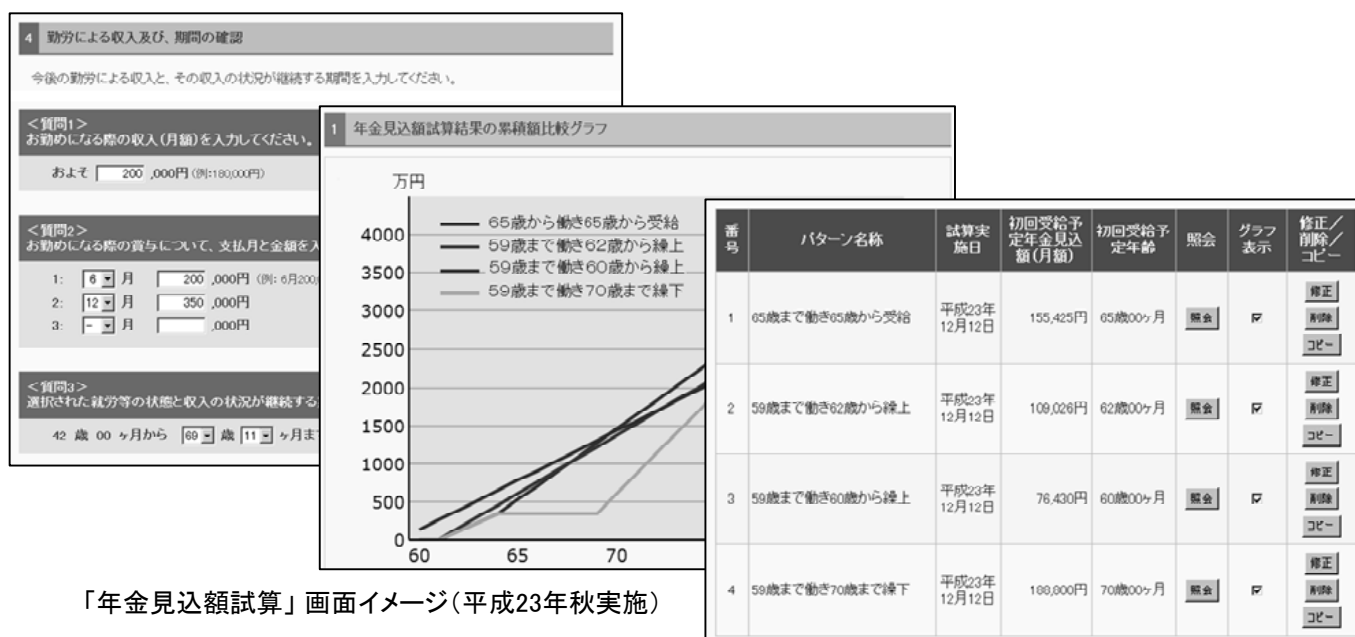
「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

「年金記録情報照会」画面イメージ

☎ インターネットのご利用の難しい方は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、年金記録を送付いたします。

● ご自身の人生設計に合わせて、年金額の試算ができます！

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」など、ご自身の人生設計に合わせた条件にもとづいて、年金額の試算ができます。(平成23年秋実施)



「年金見込額試算」画面イメージ(平成23年秋実施)

※ あわせて平成23年秋より、お亡くなりになられた方の記録のうち、国民年金の紙台帳とコンピュータ記録の間に不一致がある記録について検索が可能となります。

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。

【備考欄】

D-3 /

2010*****Z

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険や共済組合等に参加しておらず、第3号被保険者でない方）の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社（事業所）名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別（「第1号被保険者」等）を表示しています。

会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3／4免除、半額免除および1／4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等（学生納付特例、若年者納付猶予）を追納しなかった期間については、資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。（※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります。）

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度 1月 → 平成21年1月

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン(―)で表示されます。

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、あなた様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

○ 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に決め直されます。※

※【定期的に決め直される標準報酬月額】

平成14年度までは、5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として10月から適用されます。
平成15年度以降は、4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として9月から適用されます。

また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「ねんきん定期便に関するQ&A」でご覧いただけます。

注1）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合→62万円、下限を下回る場合→9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）でご覧いただけます。

○ 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給与、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

2 標準賞与額について

平成15年4月から、賞与からも（厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の）保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっていますが、保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円として決定しています。（注2）

注2）平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない（標準賞与にはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には記載しておりません。

3 保険料の計算方法と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算され、事業主と被保険者で折半して負担します。（1円未満の端数の取扱いについては、お勤め先によって負担方法が異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています。）

また、被保険者が負担する保険料は一般的には事業主が給与等から控除し、事業主がまとめて保険者（国）に納付します。

なお、平成7年4月より、育児休業中における被保険者本人が負担する保険料は免除されていますので、保険料納付額には含まれていません。

これまでの国民年金保険料の納付状況です

お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください

（裏面の見方をご覧ください）

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度 1月 → 平成21年1月

[illegible]

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

国民年金保険料の納付状況の見方

〔 納付済月数等の内訳欄の見方 〕

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除 国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です。（注1）
- ③ 学生納付特例等 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。（注2）
- ④ 計 ①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納 国民年金保険料を納めていない月数です。（半額免除、3／4免除および1／4免除されたが、残りを納めていない月数を含みます。）

※ 作成日より前に納付された場合であっても、事務手続きに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合がありますのでご容赦ください。現時点の納付記録は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認できます。

（注1）半額免除制度については平成14年4月から、3／4免除および1／4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

（注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。
 なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

〔 月別納付状況欄の見方（表示の説明） 〕

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。（作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。）
／	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金保険、共済組合等に加 入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めて いる期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納め ていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納 めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を 納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納 めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を 納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



0570-058-555（受付時間）月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

- ※ 大変申し訳ありませんが、一般の固定電話からおかけいただいた場合、接続先にかかわらず市内通話料金のご負担をいただきますようお願いいたします。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合は、通常の通話料金はとなります。
- ※ IP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。こちらの番号におかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ 代理人（二親等以内）の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構からのお願いです

I ねんきん特別便等の未回答の皆様へ

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、皆様に年金記録を確認していただくために、下の表にあるお知らせをお送りしてまいりました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨のご回答をいただいた方うち、多くの方の年金記録が回復しています。
- まだ回答を出されていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封しております「年金加入記録 回答票」によりご回答いただきますようお願いいたします。

お送りしたもの	対象者
○「ねんきん特別便」(水色または黄緑色の封筒)	年金に加入している方及び加入していた方
○「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)	未統合記録の持ち主と思われる方

II 年金加入記録に国民年金の第3号被保険者記録をお持ちの皆様へ

- 国民年金の第3号被保険者期間として記録されている期間であっても、配偶者(夫等)が厚生年金保険等の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより配偶者(夫等)の扶養から外れていた期間は、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。
- 年金請求時の年金記録確認の際に種別変更の届出漏れが判明した場合には、遡って年金記録を訂正することとなり、受け取る年金が減額される場合がありますので、**届出漏れのないよう、きちんと手続きを行ってください。**

※ 国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金保険・共済年金加入者に扶養される配偶者のことです。

「ねんきん定期便」パンフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 共済組合員記録については、「もれ」ではありませんので回答の必要はありません。

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。(2～5ページを参照)

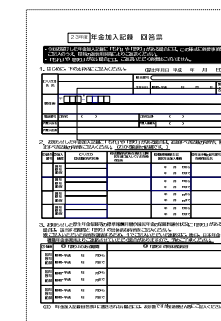
◆わからないことがあれば、『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』にお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

「年金加入記録 回答票」
に記入してください。
(「年金加入記録 回答票」の裏面を参照)

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



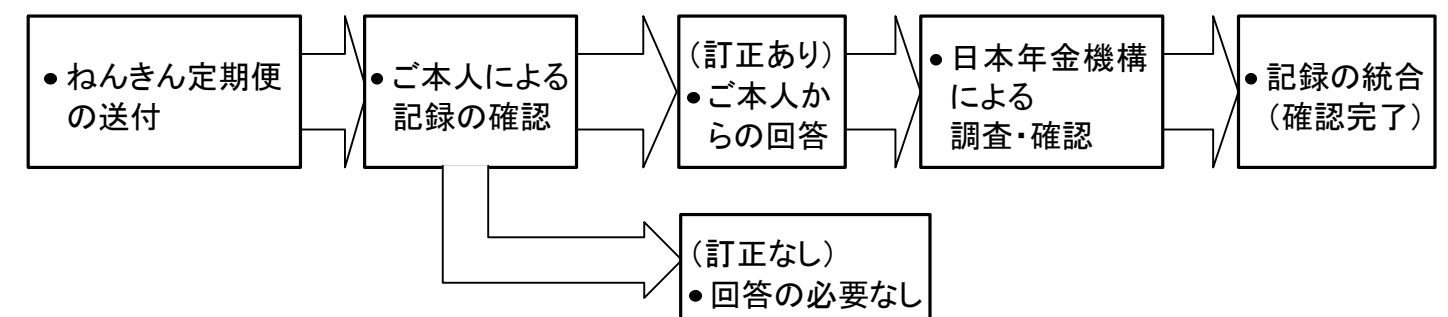
回答の必要はありません。

「年金加入記録 回答票」をご返送ください。

「年金加入記録 回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当期間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

「ねんきん定期便」の送付から記録の統合までの流れ(イメージ)

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



これまでの年金加入期間について

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数には含まれません。（3／4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。）
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者に関する表示については、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
- ※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

- ◆ 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者）制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金保険・共済組合等の加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体（厚生年金保険・共済組合等の被保険者）が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。

届出の確認等につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

- ◆ 配偶者の方が資格喪失（退職など）した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合（年収見込額が130万円以上の場合等）には、被保険者資格（3号から1号へ）の変更手続きが必要です。
- また、配偶者の方が厚生年金保険・共済組合等の被保険者であっても、65歳以上（年金を受ける権利がある方）である場合も被保険者資格の変更手続きが必要です。

障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金や遺族年金を受給している方は、将来、老齢年金を受けられるようになった時に、どちらかを選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくこととなります。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便



照会番号

（照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。）

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 （未納期間を除く）
第1号被保険者 （未納期間を除く）	第3号被保険者	国民年金計 （未納期間を除く）			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額

※厚生年金基金から受給できる部分を除いて計算しています。

※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

年金を 受けられる年齢		歳	歳	歳
①年金の 種別 受取見込額	基礎年金			老齢基礎年金
				円
	厚生年金	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
		(定額部分)	(経過的加算部分)	円
年金額 (1年間の受取見込額)		円	円	円

（参考）これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

老齢年金の見込額について

- ◆ 作成日時点での見込額です。ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。あくまでも目安として参考にしてください。
- ◆ 老齢年金の見込額は、現在の加入制度の記録を下記の年齢まで延長して計算しています。
国民年金加入者 → 現在免除を受けている方は、免除として、その他の方は、保険料を納めたものとして60歳まで延長して計算
厚生年金保険加入者 → 現在の標準報酬額で加入し続けたものとして、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時、または60歳のいずれかの早い時点まで延長して計算
- ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年（300月）以上の年金加入期間（保険料納付済期間等）が必要です。
- ◆ 年金見込額が出力されていない方へ
以下の原因が考えられます。
○ 共済期間がある（共済期間は見込額計算に使用してません。）
○ 被保険者記録に不備がある。
○ 合算対象期間（いわゆるカラ期間）を算入しなければ計算できない。
○ 加入期間が足りない。
○ 農林共済組合の期間のみで240か月以上ある（農林共済組合から年金が支給される場合があるため、個別に判断する必要があります。）
老齢年金の見込額が出力されていない方は、お近くの年金事務所または年金相談センターにご相談ください。
（注）その他、「老齢年金の見込額」については、6ページの説明もご覧ください。

これまでの保険料納付額について

《国民年金の保険料納付額について》

加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 付加保険料額を含めて計算しています。
- ② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
- ③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。

《厚生年金保険の保険料納付額について》

加入期間当時の標準報酬（月）額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 被保険者負担分のみを計算しています。
厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料（本人負担分）が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
- ② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。（「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。）

《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》

旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合；平成9年4月1日、農林共済組合；平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

年金加入記録をお確かめください。

赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認ください。
イ の (空いている期間があります。) と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていた場合には、加入記録の「もれ」の可能性があるので、十分にご確認ください。

なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

③欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆ 「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
- ◆ 「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
 ※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

国民年金の納付状況について

- ◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(D-5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方にのみ送付しています。)

これまでの『年金加入履歴』です
 お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 (裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
 ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数								
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。													
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18								
2	国年	第1号被保険者	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18								
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102								
4	国年	第3号被保険者	平成 16. 4. 1	空欄	46								
⑦ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？													
年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。													
⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)	
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間		
国民年金被保険者期間における未納月数				付加保険料納付月数(再掲)				()	()				
【備考欄】													

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
 ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・ 加入期間が10年未満で脱退された方
 → 企業年金連合会
 (年金相談室：0570-02-2666)
 ※IP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・ 加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・ 現在加入中の方
 → お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。
 厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入期間の合計について)

国民年金の納付済月数および厚生年金保険・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

標準報酬月額について

- ◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便(D-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方にのみ送付しています。)

〔老齢年金の見込額について〕

- ◆ 厚生年金保険の加入月数が12か月以上ある方には、60歳から64歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。厚生年金保険に加入している方は、60歳まで厚生年金保険の加入月数を延長して計算しますが、**今後、厚生年金保険の加入月数が12か月を満たす前に退職した場合は、このお知らせと異なり、特別支給の老齢厚生年金は支給されませんのでご注意ください。**（65歳から老齢厚生年金が支給されます。）
- ◆ お知らせしている年金見込額では、加給年金額及び振替加算額は除いています。加給年金額とは、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、65歳未満の生計維持関係のある配偶者がいる場合等に加算される額です。配偶者が65歳となった際には、この加給年金は加算されなくなりますが、配偶者の生年月日に応じて配偶者の老齢基礎年金に一定の額を振り替える経過措置を設けており、その額を振替加算額といいます。
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金の額のうち、定額部分が受けられる年齢は性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。また、同様に報酬比例部分が受けられる年齢についても、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。
- ◆ 65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分の額の方が厚生年金保険の加入期間に基づく老齢基礎年金の額よりも高い額の場合は、その差額が経過的加算として加算されます。
- ◆ 離婚等により厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方については、分割後の標準報酬で計算しております。
- ◆ 国民年金の付加保険料を納付した月がある方は、老齢基礎年金の見込額に「付加年金」の額を含めてお知らせしています。
- ◆ お示ししている老齢基礎年金の見込額には、共済組合員期間は含まれておりません。

【今年50歳になられた方へ】

50歳から老齢年金の見込額の試算方法が変わります。

【50歳未満の見込額試算】

- ◆ これまでの加入実績を基に年金受給見込額を計算しております。
- ◆ 簡易試算のため、基金代行部分 ※ も含めて計算しております。

【50歳以降の見込額試算】

- ◆ **これまでの加入実績に加え、現在加入している制度の年金記録を60歳まで延長するなど一定の前提のもとに年金受給見込額を計算しております。（詳しくは3ページをご覧ください）**
- ◆ **基金代行部分 ※ は除いて計算しております。**

※代行部分 … 厚生年金基金が国に代わって給付を行う部分です。具体的には、老齢厚生年金のうち、（国から支払われる）賃金の再評価分と物価スライド分を除いた部分です。
厚生年金基金に加入していた期間は、この代行部分に必要な保険料は基金に納付されます。

〔国民年金保険料の未納期間等がある方へ〕

- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、**お早めの納付をお願いします。**
- ◆ **免除や学特等（学生納付特例・納付猶予）の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。（3/4免除、半額免除及び1/4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。）**
なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。
- ◆ 国民年金保険料は、お納めいただいてから納付記録がコンピュータに収録されるまでに一定期間を要します。このため、作成日時点ですでに保険料をお納めいただいた方であっても、納付記録が収録されるまでの間は「未納」と表示されます。あらかじめご了承ください。

なお、最新の年金加入記録については、インターネットで確認することができますのでどうぞご利用ください。（詳しくは「「ねんきん定期便」をお送りいたします」の裏面をご覧ください。）

〔厚生年金基金に加入されている(されていた)方へ〕

厚生年金基金の加入期間のある方の年金見込額は、加入していた厚生年金基金または企業年金連合会（旧名称：厚生年金基金連合会）から支払われる分を除いています。

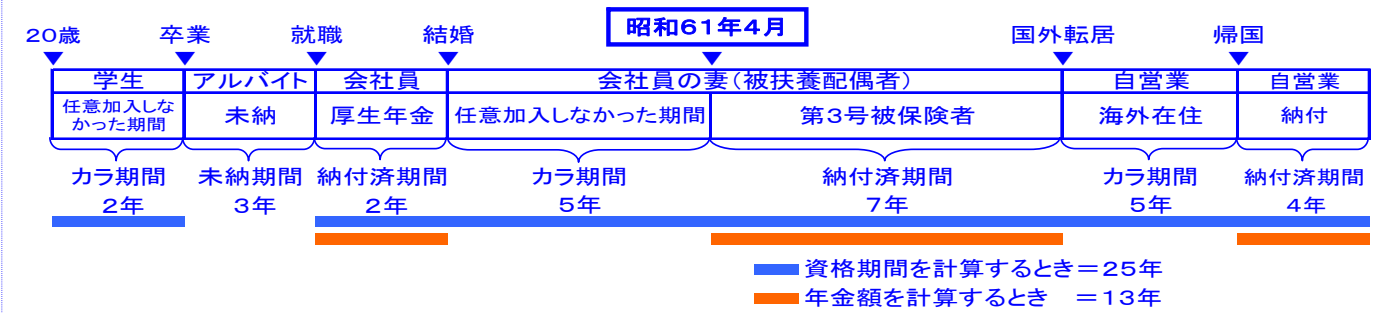
なお、厚生年金基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上）した期間については、年金が国から支払われるため、厚生年金保険の加入期間として計算しています。

〔年金受給資格について〕

- ◆ **老齢年金を受給するためには、原則として25年〈保険料納付済期間＋免除期間等＋合算対象期間（いわゆるカラ期間）＝25年（300月）〉以上の年金加入期間が必要です。**
（国民年金は60歳まで、厚生年金保険は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。）

※（いわゆるカラ期間）とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。例えば、以下の1～3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。

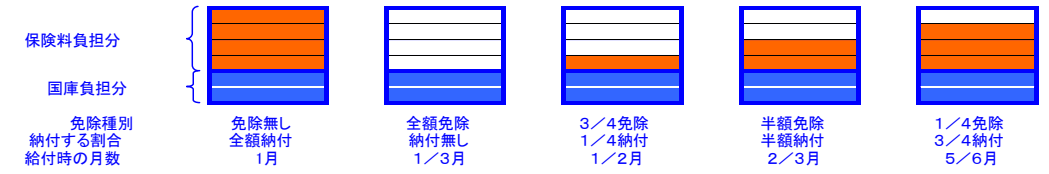
1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金保険等加入者の被扶養配偶者であった期間
2. 海外に在住していた期間
3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等



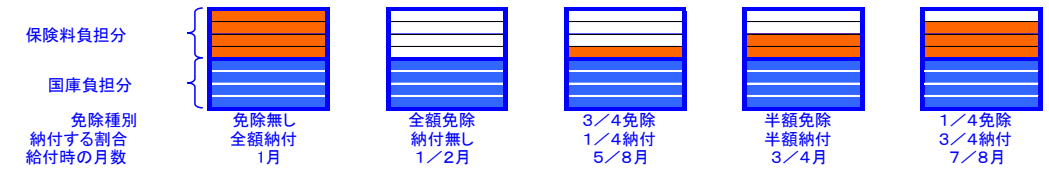
〔免除期間の月数の考え方〕

免除期間がある方の月数については、免除の種類による保険料の負担額に応じ、以下のとおり計算されます。

なお、全額免除でも下記の国庫負担分が給付されます。
平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。



平成21年4月以降の期間については、原則、国庫負担1/2で計算されます。



〔任意加入について〕

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間（480月）保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- ◆ 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、**60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。（厚生年金保険、共済組合の被保険者の方、老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は任意加入することはできません。）**
- ◆ 老齢基礎年金を受給するためには、**保険料納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、65歳以降も70歳になるまで任意加入ができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）**
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。